

# 広報家畜衛生

平成29年12月25日発行  
 徳島家畜保健衛生所  
 〒770-0045 徳島市南庄町5丁目  
 TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938  
 阿南支所 〒774-0013 阿南市日開野町谷田  
 TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225  
 家畜保健衛生所ホームページURL  
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannoka/ta/sangvo/chikusangvo/2014022000090/>

年末・年始、春節、オリンピック・パラリンピック冬季競技大会等を迎えます。  
 高病原性鳥インフルエンザ等の侵入防止徹底に努めましょう！

我が国での高病原性鳥インフルエンザの発生は、平成29年3月の宮城県・千葉県での発生以降確認されておりません。  
 しかし、近隣諸国である韓国、台湾や中国においては本年も高病原性鳥インフルエンザの発生が続いています。

このような中、訪日外国人旅行者数が年々増加しており、今年も10月までに約2,379万人に達しております。今後年末・年始及び春節（中国では平成30年2月16日）を迎えるに当たり、アジア地域における人・物の移動が盛んになることに加え、来年2月から韓国の平昌（ピョンチャン）においてオリンピック・パラリンピック冬季競技大会が開催され、我が国からの海外渡航者も増加することが見込まれることから、我が国への高病原性鳥インフルエンザ等の病原体の侵入リスクが高まると考えられます。

畜産関係者の皆様方におかれましては、従来の防疫対策に加え、高病原性鳥インフルエンザ等の発生地域への渡航を可能な限り自粛していただき、渡航する場合には、以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

☆ **渡航に当たっての留意事項**

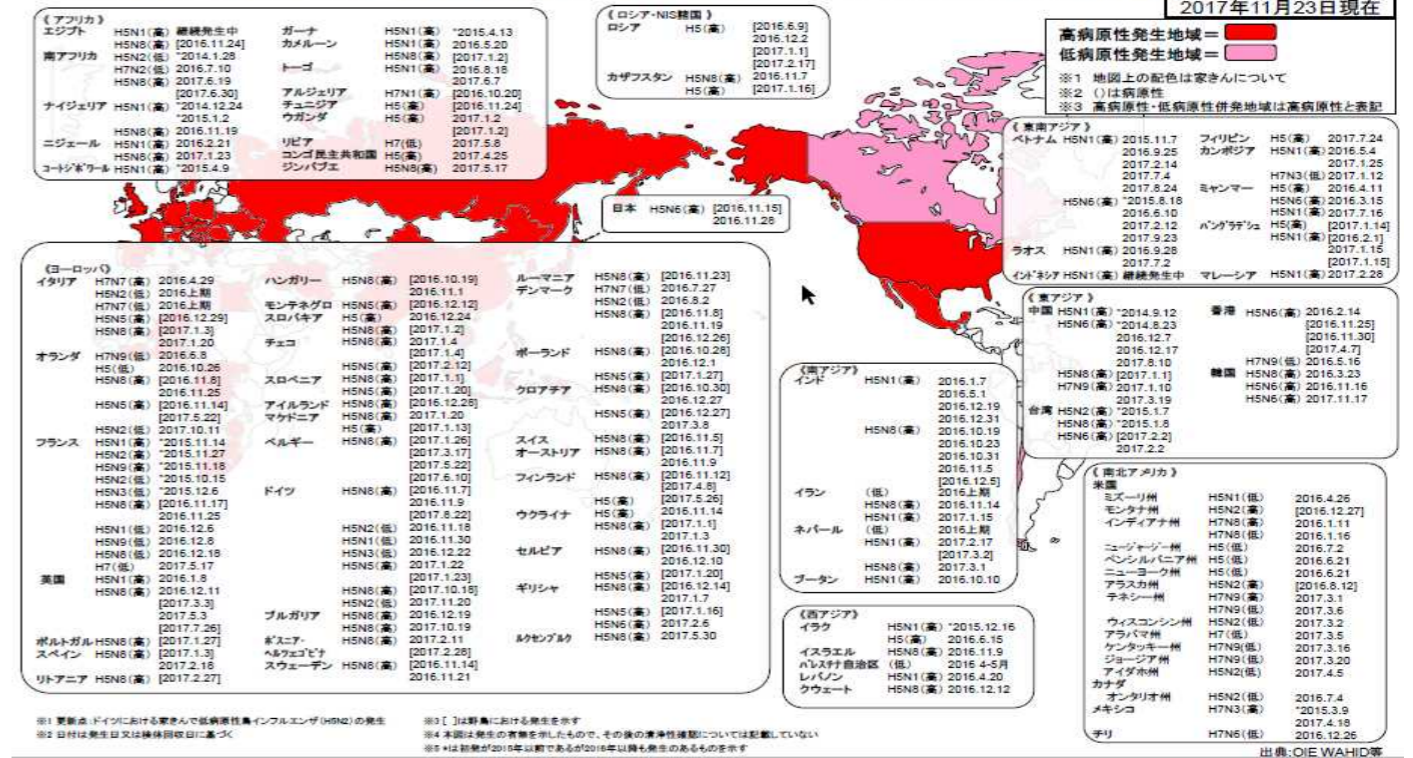
- ① 家畜市場・農場・と畜場等の畜産関係施設に立ち入らないこと。
- ② 動物との不用意な接触をさけること。
- ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ④ 帰国の際には到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官（動物検疫所の職員）の指示を受けること。

☆ **帰国後の留意事項**

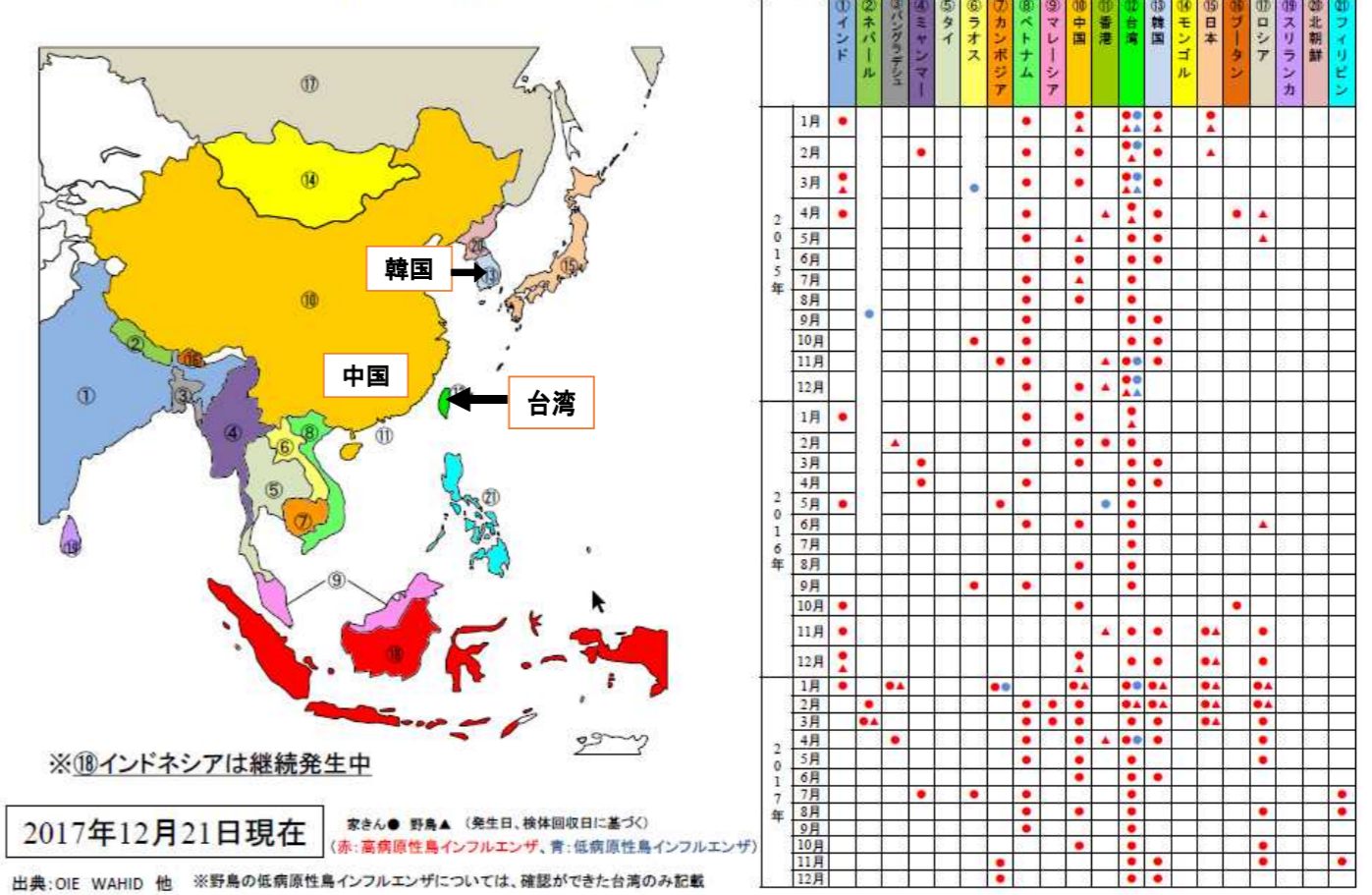
- ① 帰国後一週間、衛生管理区域に立ち入らないこと。  
 ※やむを得ず立ち入る場合は、洗髪・入浴、更衣等適切な処理を講じた上で立ち入ること。
- ② 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。  
 ※やむを得ず持ち込む場合は、事前に洗浄、消毒等必要な措置を講じ、病原体を持ち込まないようにすること。

## 海外における鳥インフルエンザ発生状況について

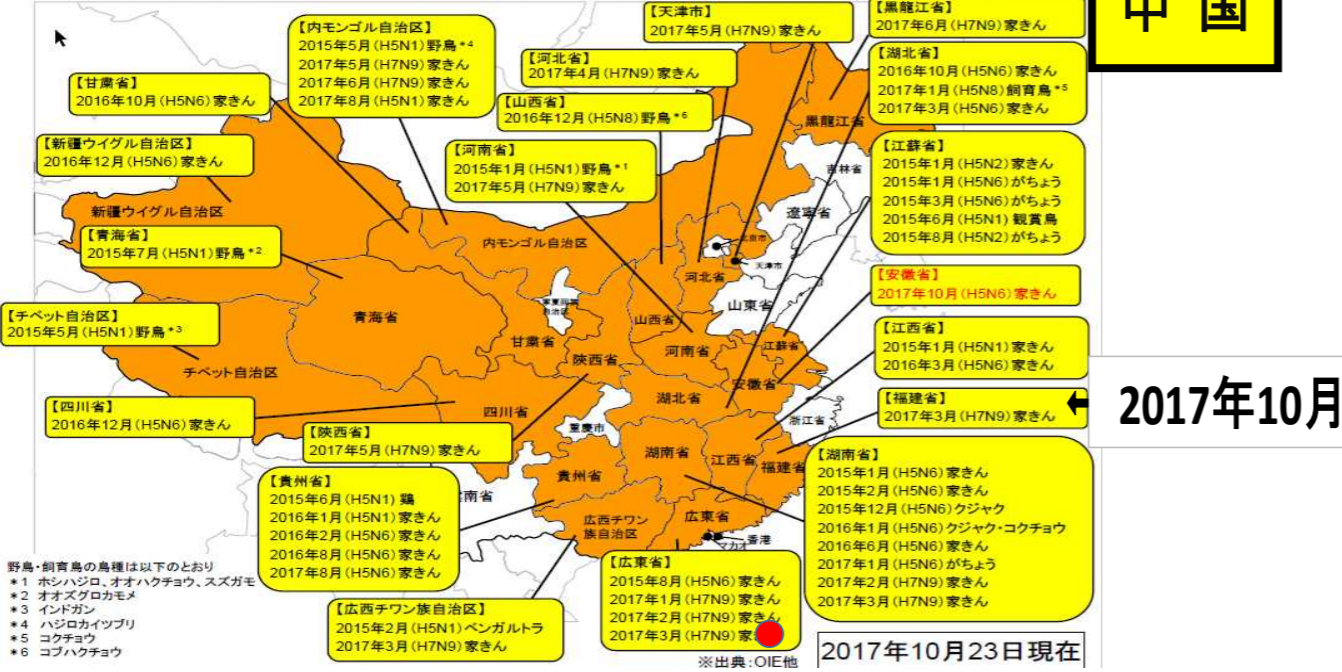
### 家きんの高病原性・低病原性鳥インフルエンザの発生状況(2016年以降)



### アジアにおける高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生状況



中国における高病原性鳥インフルエンザの発生状況 (2015年1月～)



近隣諸国において、  
高病原性鳥インフルエンザの発生  
が続いています

これらの疾病の発生を防ぐため  
**飼養衛生管理基準の遵守**を、  
引き続きよろしくお願いします。

1. 異常家畜の早期発見，早期通報にご留意ください。  
家畜の日常の健康観察を徹底し，高病原性鳥インフルエンザを疑う症状があれば，**直ちに通報**してください。

<連絡先> 徳島家畜保健衛生所 088-631-8950  
阿南支所 0884-22-0304

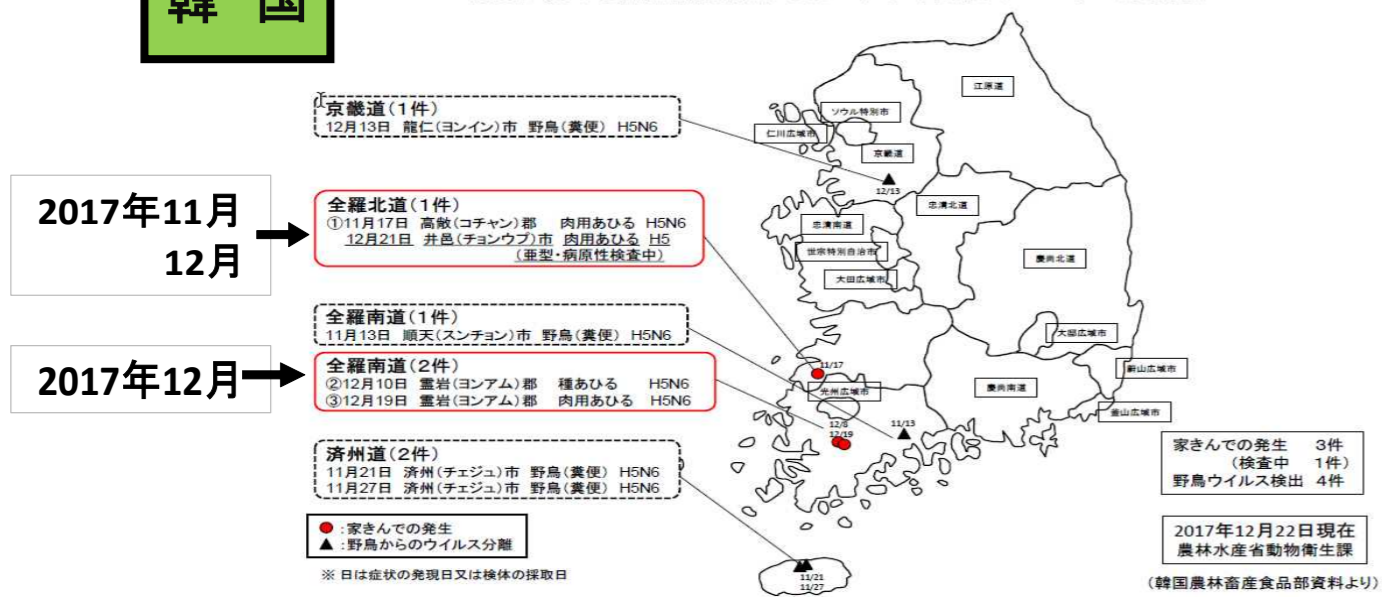
2. 野鳥や小動物の畜舎等への侵入を防止しましょう。
3. 農場の出入り口・周辺での消毒を徹底してください。
4. 農場は原則，立入禁止とし，出入りした場合は，人・車両の記録をしましょう。
5. 当所からの広報など疾病の関係情報収集に努めてください。
6. 台湾・韓国・中国など発生国への不要不急の旅行は自粛してください。

関係者全員が一致協力し、  
高病原性鳥インフルエンザ  
の発生防止に努めましょう！



韓国

韓国における高病原性鳥インフルエンザの状況 (2017年11月以降)



台湾の家きんににおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況 (2016年1月以降)

